

# 若年者向けライフプラン教育に関する調査チーム 調査報告書－資料編

令和元年度 研究報告書

令和元（2019）年5月

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号NBF高輪ビル

TEL : 03-5793-9411

FAX : 03-5793-9413

URL : <https://www.nensoken.or.jp>

# 若年者向けライフプラン教育に関する調査チーム

## 調査研究の概要

我が国の平均寿命は、平成29年簡易生命表によると男81.09年、女87.26歳となっており、なおますます伸長する傾向にある。2007年に我が国で生まれた子どもたちの半分は、107歳まで生きるという研究もある。

こうした人生100年時代を迎えるに当たり、今後も、公的年金が老後の生活資金の柱となることに疑いの余地はないものの、公的年金の給付水準が実質ベースで低下する中で、個々のライフスタイルに合わせて充実した老後生活を送るためには、企業の取組や私的な備えも含めた生活資金の準備が不可欠である。

しかしながら、老後生活を具体的に考え始める中高年からでは、充実した老後プランを立てるには、準備期間が十分ではないのではという懸念がある。

そこで、ライフプランや資産運用の教育研修を行っている実務家を委員とする調査チームを組織し、社会生活のスタートラインにつく若年者が充実した老後生活を送ることができるよう自らライフプランを考え、必要な資産形成を行うことができるよう行動変容を促すことができないか検討することとした。

平成30年11月より、3回にわたって調査チームでの検討を行い、若年者がライフプランや資産形成に興味を持つきっかけづくりの重要性、資産形成を始める若年者を支援するポータルサイト、新人研修等を活用したライフプラン教育の普及促進等の方策等について検討を行い、その検討結果をとりまとめた。

## 若年者向けライフプラン教育に関する調査チーム名簿

氏名	所属・役職
(チームメンバー)	
大井幸子	株式会社SAIL代表取締役社長 (当機構理事)
野尻哲史	フィデリティ退職・投資教育研究所 所長
原佳奈子	株式会社TIMコンサルティング取締役 (当機構評議員)
(オブザーバー)	
川瀬紳太郎	株式会社SAILアセット・アロケーター
山下 護	厚生労働省年金局企画官
西岡 隆	厚生労働省年金局企業年金・個人年金課普及推進室長
(事務局)	
高山憲之	年金シニアプラン総合研究機構 理事長
吉野隆之	年金シニアプラン総合研究機構 専務理事
秋田倫秀	年金シニアプラン総合研究機構 審議役
福山圭一	年金シニアプラン総合研究機構 上席研究員
長野誠治	年金シニアプラン総合研究機構 主任研究員
朝緑尚一	年金シニアプラン総合研究機構 参事
岡村なな子	年金シニアプラン総合研究機構

(平成30年11月15日現在、メンバー五十音順、敬称略)

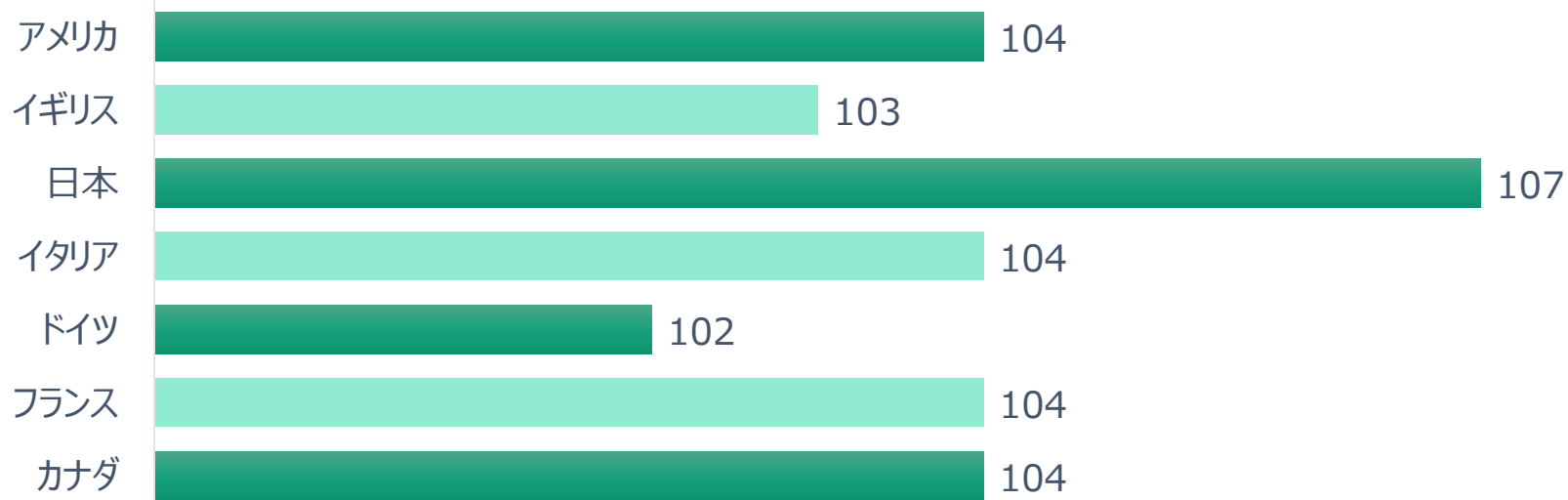


### ～若年者がライフプランを意識することの意義～

#### 「人生100年時代の到来」

～2007年に我が国で生まれた子供たちの半分は、107歳まで生きるという研究もある～

#### 2007年生まれの子供の半数が到達する年齢



(出典) Human Mortality Database, University of California, Berkeley (USA) and Max Planck Institute for Demographic Research (Germany), Available at [www.mortality.org](http://www.mortality.org)

# 「公的年金は老後の生活資金の柱」

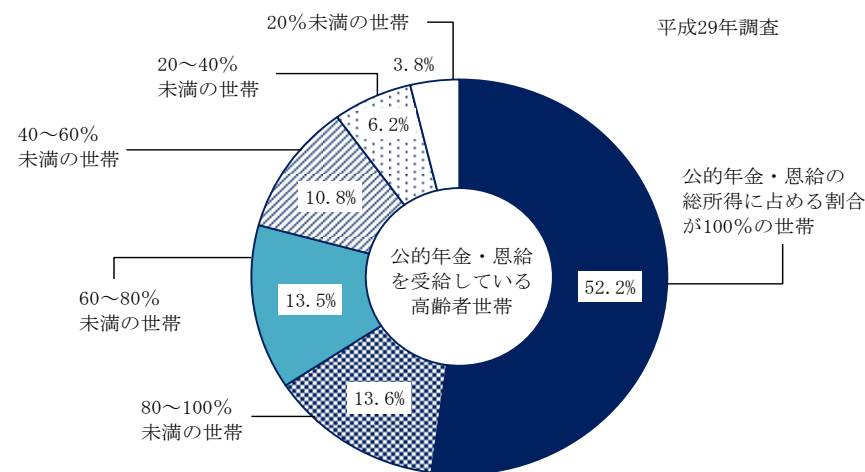
公的年金・恩給の受給金額は、高齢者世帯の所得の66%

公的年金・恩給を受給している世帯のうち、公的年金・恩給のみで暮らしている世帯が52.2%

高齢者世帯における1世帯当たり平均所得金額と「公的年金・恩給」

	総所得 (万円)	うち公的 年金・恩給 (万円)	総所得に 占める割合 (%)
昭和60年('85)	210.6	110.3	52.4
平成 2 ('90)	263.9	158.4	60.0
12 ('00)	319.5	209.8	65.7
17 ('05)	301.9	211.9	70.2
22 ('10)	307.2	207.4	67.5
25 ('13)	300.5	203.3	67.6
26 ('14)	297.3	200.6	67.5
27 ('15)	308.1	201.5	65.4
28 ('16)	318.6	211.2	66.3

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

注 1) 昭和60年と平成2年の数値は、高齢者世帯の定義変更に伴う再計算が行われている。

2) 平成22年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

3) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

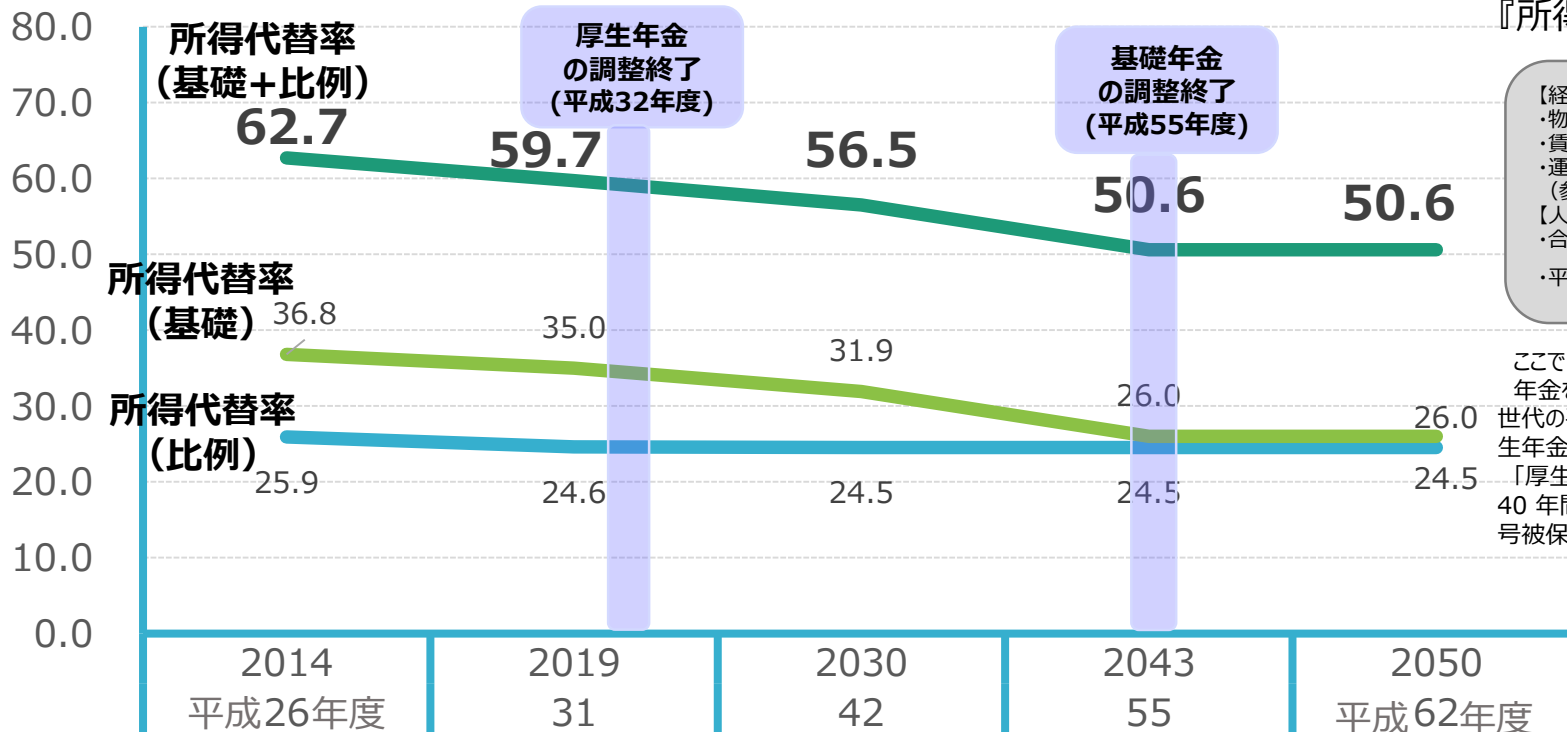
(出典) 平成29年 国民生活基礎調査の概況 (平成28年の所得)

# 「公的年金は将来、実質ベースで給付水準が低下」

今後も終身年金である公的年金が老後の生活資金の柱となるものの、マクロ経済スライドの発動により実質ベースで給付水準は低下

## 厚生年金の所得代替率の見込み

(%) (平成26年財政検証結果<経済：ケースE 人口：中位>)



(資料) 厚生労働省の公表資料の数値より、年金シニアプラン総合研究機構にて作成

(注) OECD報告書 Pensions at a Glance 2017での定義によれば、マクロ経済スライド終了後の純所得代替率(税・社会保険料控除後の年金額/税・社会保険料控除後の報酬額) = 40.0%、総所得代替率(税・社会保険料控除前の年金額/税・社会保険料控除前の報酬額) = 34.6%となっている。日本の財政検証における所得代替率と異なる点は、単身モデルのため年金額は本人分のみで、配偶者の基礎年金を含まないこと、20~64歳まで厚生年金に加入した前提となっていること、税・社会保険料の取扱いが異なることである。

## 平成26年財政検証の結果について

< 経済：ケースE 人口：中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。

【経済(ケースE)】	
・物価上昇率	1.2%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.3%
・運用利回り(実質<対物価>)	3.0%
(参考) 経済成長率(実質<対物価>)	0.4%
【人口(中位)】	
・合計特殊出生率(2060)	1.35
・平均寿命(2060)	{ 男 84.19歳 女 90.93歳

ここでいう「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点(65歳)における、現役世代の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する厚生年金の標準的な年金額の比率のことをいう。「厚生年金の標準的な年金額」とは、夫が平均賃金で40年間働いたサラリーマンであり、妻が40年間第3号被保険者である場合における世帯の年金額を指す。

# 「制度の発展・普及を図る様々な見直しが実施」

- ・ 確定給付型、確定拠出型のそれぞれの制度の発展・普及を図る様々な見直しが実施。
- ・ iDeCoは、29年からの加入可能範囲の拡大により、基本的に20～60歳の全ての人を対象。長期に利用することで、より税制上のメリットを享受できる。

## 確定給付企業年金の制度改正等の主な経緯

年 月	内 容
平成 13 年 6 月	確定給付企業年金法の成立
平成 14 年 4 月	確定給付企業年金制度の施行 ・ 代行返上（将来期間分）開始
平成 15 年 1 月	厚生年金基解散・移行認可準の改正 ・ 代行割れ厚生年金基の返上（将来期間分）が可能に
9 月	代行返上（過去期間分）開始
平成 16 年 6 月	確定給付企業年金法等の改正（軽微な事項規約変更 手続簡素化）
平成 17 年10 月	企業年金のポータビリティ拡充
平成 21 年 3 月	給付設計についての弾力化実施
平成 23 年 8 月	年金確保支援法の成立 ・ 退職時年金支給のうち齢要件拡大
平成 24 年 1 月	制度運営の効率化、財政状況的確な把握観点から省令改正
9 月	財政運営基準等の見直しに係る省令及び通知改正
平成 25 年 6 月	改正厚生年金保険法の成立
平成 26 年 4 月	改正厚生年金保険法の施行（厚生年金基金から確定給付企業年金への移行等の支援の実施）
平成 29 年 1 月	改正確定給付企業年金法施行令等の（リスク対応掛や分担型導入） ※リスク対応掛金は 61 件、リスク分担型企业年金は4件（平成 30 年4月1日現在）
平成 30 年 4 月	改正確定給付企業年金法施行規則等の施行（ガバナンスの改善）

## 確定拠出年金の制度改正等の主な経緯

年 月	内 容
平成 13 年 6 月	確定拠出年金法の成立
平成 13 年10 月	確定拠出年金制度の施行
平成 16 年10 月	拠出限度額の引上げ、確定拠出年金へ移行する際の移換限度額の撤廃等の実施
平成 17 年10 月	企業年金のポータビリティの拡充 ・ 厚生年金基金（企業年金連合会を含む）、確定給付企業年金から、加入者の申出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ資産移換が可能に 確定拠出年金の中途脱退の要件が緩和
平成 22 年 1 月	拠出限度額の引上げ
平成 23 年 8 月	年金確保支援法の成立 ・ 従業員拠出（マッチング拠出）の実施（平成24年 1 月より実施） ・ 資格喪失年齢の引上げ（60歳→65歳）（平成26年 1 月より実施） ・ 脱退一時金の支給要件の緩和（平成24年 1 月より実施） ・ 投資教育の継続的実施の明確化（平成23年 8 月より実施）
平成 25 年 6 月	改正厚生年金保険法の成立
平成 26 年 4 月	改正厚生年金保険法の施行（厚生年金基金から確定拠出年金への移行等の支援の実施）
平成 28 年 5 月	改正確定拠出年金法の成立
平成 28 年 7 月	改正確定拠出年金法の平成28年 7 月 1 日施行分についての施行（企業年金連合会への投資教育の委託可能化等）
平成 28 年 9 月	個人型確定拠出年金の愛称を「iDeCo（イデコ）」に決定
平成 29 年 1 月	改正確定拠出年金法の施行（個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等）
平成 30 年 1 月	改正確定拠出年金法の施行（確定拠出年金の拠出規制単位の年単位化）
平成 30 年 5 月	改正確定拠出年金法の施行（中小企業施策の充実（簡易型DC、中小事業主掛金制度の導入等） （運用の改善（指定運用方法、運用商品提供数の上限の設定等））

※ 厚生労働省：「企業年金制度の現状等について」（第20回社会保障審議会企業年金部会（平成30年4月20日）参考資料 2）より抜粋

## 長寿化や公的年金の現状を踏まえると…

### ライフプランを考え、将来の生活資金を準備する必要がある

公的年金や企業年金が十分でなければ、自ら必要な資産形成を行うことが必要（特に企業年金がない者、国民年金加入者）

### 中高年からでは準備期間が不十分？

iDeCo等により、若年者が長期にわたって資産形成を行うことに対する税制優遇措置が整備

### 老後資金の確保の現状～金融リテラシー調査～

50代であっても、老後の生活費について資金計画を作成している人は4割弱、実際に資金を確保している人は3割弱

### 50代の老後への準備 (%)

		あり	なし
老後資金	必要額の認識	54.4	45.6
	資金計画の策定	38.0	62.0
	資金の確保	28.0	72.0
年金	受給金額の認識	40.3	59.7

「金融リテラシー調査」（2016年6月17日）  
：金融広報中央委員会



## 調査チームの目的

社会生活のスタートラインにつく若年層が充実した老後生活を送ることができるよう、若年者が自らライフプランや資産形成を考えるようにするためには、どのような働きかけが必要か、具体的な取り組みに結び付けていく指針となる提言を行うこと

# 第2章 我が国における若年者向け ライフプラン教育の現状と課題

## 1 我が国のライフプラン教育の現状

莫大な教材やコンテンツが存在



セミナーは50代中心

50代を中心とした研修が主体、  
社会生活をスタートさせたばかりの  
若年者や学生向けの研修は多くない



## 2 若年者が資産形成を行わない理由

短期の資金計画が優先  
関心が持てない

資産形成について知識を習得する機会  
や考えるきっかけがない  
年金受給者になるのは、40年以上先



年金って将来  
もらえるの?!

公的年金制度に対する  
不信

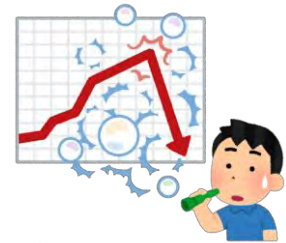
公的年金制度が破綻するという  
イメージが刷り込まれている

バブル崩壊による  
リスクへの過度な忌避

資産運用のリスクを過大に評価

現在の生活を優先  
せざるを得ない状況

現在の生活を維持することが  
最優先の課題





## 3 英国の事例

### (1) 英国の金融教育の状況

英国では、2006年に実施された調査により、英国国民の金融リテラシーの低さが問題となり、金融教育への取組が本格化することとなった。

このため、PFEG(Personal Finance Education Group)が中心となって、超党派の議員グループが立ち上げられ、金融教育をすべての学校のカリキュラムに導入すべきとの調査結果が出され、金融教育を学校教育に組み込むことを意図して大規模なプロジェクトが実施され、2014年からは公立のセカンダリースクールの教育カリキュラムにおいて、公民、数学、PSHE(Personal, Social, Health and Economics)の3つの科目に金融教育が組み込まれている。

このうちPSHEは人格・社会性・健康・経済などを含む教育で、日本でいう道徳や保健体育に当たるが、より幅広く社会生活を送るために必要な事項を含む内容であり、法定科目ではないが、教えるべき科目として推奨されている。

PFEGは、2014年に若者のキャリア、雇用、起業に係る教育プログラムを提供するヤング・エンタープライズと統合、新たなブランド名は、ヤング・マネーとなっており、お金を稼いで管理するために必要なライフスキル、知識、自信を持って成長するよう、若い人々を教育している。

## ヤング・マネーが提供しているサービス

### サービスの提供

**教師の養成** - イギリスとウェールズで教師養成セッションを実施。

**The Advisory Service** - 子供や若い人たちにお金について教える人のための無料サポート、アドバイス、指導。授業やカリキュラムの計画、資源に関する助言、および金融教育の影響を評価するためのガイダンス。

**マイマネーウィーク** - 学校が1週間を利用して金融教育を行うための支援。

**金融教育サブスクリプションサービス** - 利用可能なアクティビティシートとPowerPointスライドで作られたレッスンプラン。

**品質保証マーク** - 英国で唯一広く認められている金融教育資源の認定制度であり、質の高い金融教育の指導と学習を支援するうえで重要な役割を果たしている。

### プロジェクトやプログラムの推進

**センターオブエクセレンス** - 学校が青少年のための実践的で効果的かつ持続可能な金融教育を発展させ、維持することを支援するベストプラクティスプログラム。

**LifeSavers** - Just Finance FoundationとYoung Moneyの間の提携で、小学校が貯蓄クラブを設立し、子供たちとその家族がお金について学ぶのを支援。

**脆弱な若者の実務者訓練** - 若年犯罪者やニートになる危険性がある者と働く実務家のための地域トレーニングイベント。

**Maths in Context** - 経済的な文脈を使って二次数学を教えることがGCSEレベルの数学で学生の達成と関与に良い影響を与えることができるかどうかを探る学術研究試験。

**金融教育に役立つもの** - 教師の養成が、彼らが指導する学生の経済的能力に与える影響の調査。

### 3 英国の事例

## (2) 品質保証マーク

### Quality Mark (品質保証マーク)

学校教育に金融教育を英国の学校のカリキュラムに金融教育を組み込むことを意図した主要なプロジェクトの一つ。

質の高い教材を子供や若年者に提供するため、金融教育に関する独立機関であるヤング・エンタープライズからの承認を示すもので、正確で教育的価値の高い教材であることを証明するものとなっている。

教材は、ゲームや映像、スマートフォンのアプリなど様々な形式がある。内容も金融教育に関連した様々な科目に関連したものとなっており、学校教育他様々な教育現場、家庭などで利用されることを想定されている。

・Money Advice Service(MAS)は、2010年金融法の下で議会が設立した独立機関で、すべての子どもと若者が働く金融教育を受けることを目指しており、その目標を達成するために、金融教育の品質保証マークをサポートしている。



## 品質保証マークの必須基準

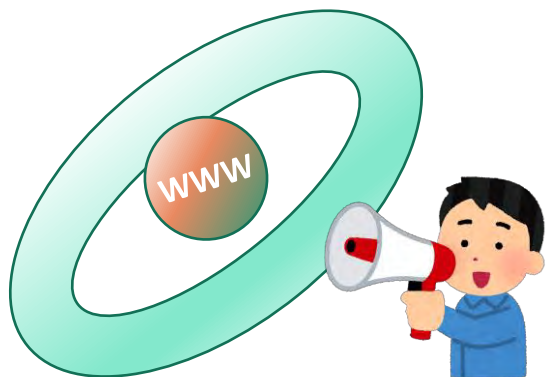
### 品質保証マークを得るための7つの基準

- ① 教師や教育者と協議して開発され、対象グループの若者とテストされている
- ② セオリー・オブ・チェンジと評価計画を持つ
  - ・ ベストプラクティスのためのIMPACT原則にサインし、受益者にどんな影響を与えるのか、その枠組みと成果の評価のための実施可能な手法について計画を有する必要がある。
- ③ 金融教育に焦点を当てる
  - ・ ヤング・エンタープライズの金融教育フレームワークに記載されている、財務知識、スキル、心構え
- ④ 構造学習の機会を含める
  - ・ 明確な目標の設定とそれを達成するための具体的な学習スタイル（視覚、聴覚、動作）を取り入れ、積極的に学習に参加すること、フィードバックの提供などが求められる。
- ⑤ 若者に魅力的で適切
- ⑥ 明確に書かれ、使いやすい
- ⑦ 正確で最新の情報を含み、ブランディングがない
  - ・ ブランディングについては以下の情報を含まないことが条件  
ブランド製品またはサービスの購入を奨励（明示的またはその他の方法）、製品へのwebリンク、製品または会社のスローガンまたはロゴ、他の製品またはサービスの優劣を主張、特定のタイプの製品等を暗示するイラスト/イメージまたはテキスト。

# 第3章 課題解決のためのアプローチ

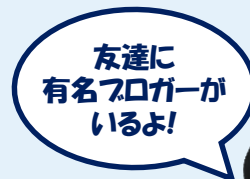
## 1 課題解決のためのアプローチの検討

### (1) 広く不特定の若者に働きかける



(3) 若者たちが主体的に働きかけに参加する  
(働きかけの客体としてだけでなく主体として関わることの重要性)

### (2) 職場や学校などで一定の若者の集団に働きかける





## 情報を共有するネットワークが重要

⇒知識・意識の共有

漠然とした気づきではなく  
資産形成を始めるためのきっかけが必要

体験の共有

SNS・学校・職場・地域・家族などのコミュニティで体験の共有ができれば、より広がる可能性

### 対象 興味・関心なしの若者

⇒きっかけとなる情報を提供

興味・関心

情報の発生源

広告 (TV)  
イベントや街頭PR  
エンターテインメント  
SNS, 動画配信サイト

興味・関心の対象

発信者への興味・関心  
・フォロー  
コンテンツへの興味・関心  
・便利or面白いサイト  
個人のライフイベント  
・ライフイベント関連情報  
・結婚・出産・相続  
求心力のある情報  
・お得な情報  
iDeCo, NISA について  
無料・低価格・プレゼント  
・深刻な情報  
将来への不安, 年金破綻

資産形成への  
興味・関心  
を抱くきっかけは？

信用・共感

信用

・発信源  
友人, 両親  
専門家, 有名人  
インフルエンサー  
・情報の確実性  
検索・確認

共感

・自分の問題として  
認識する必要

### 対象 必要性は認識している若者

⇒基礎的知識の習得をサポート

行動に移すために  
必要な要素は？

行動変容

実行可能な  
アプローチの提示

手の届く目標設定  
・実現可能な目標  
・安価な設定  
リスクコントロール

実行が容易  
・所属企業の制度  
・NETで簡単  
・家計の見直し

若者自らの体験

・イベントへの参加  
・ライフプラン作成

決められない

・選択のための情報  
・スタンダードを示す  
・期限の設定

行動経済学的  
アプローチを検討

### 3 ライフプラン教育に関するポータルサイト

## ライフプラン情報ポータルサイトのイメージ (知識の習得のサポート)

WEB上には膨大な情報が存在

初心者が適切な情報を利用することが極めて困難な状況



新たにポータルサイトを構築!

- ・資産形成を始めようとする若者が指針として利用
- ・よいものを性格に応じて紹介する中立的なサイト

利用者



ポータルサイト

中立的な金融情報総合情報サイト

基本的コンテンツ

独自開発・発信

リンク情報

ライフプランを考える上での  
公的年金制度  
詳しい金融知識

アプリ  
E-ラーニング  
資産運用の基礎知識  
セミナーの開催情報  
地域貢献・健康づくり  
社会保障制度  
iDeCo, NISA  
資産運用  
商品の紹介

リンクする

教材等の品質保証の検討  
英国の事例（品質保証マーク）等も参考

既存の情報を活用!  
良質なコンテンツも数多く提供

教材の提供元（例）  
知るぽると  
全銀協  
FP協会  
生命保険文化センター

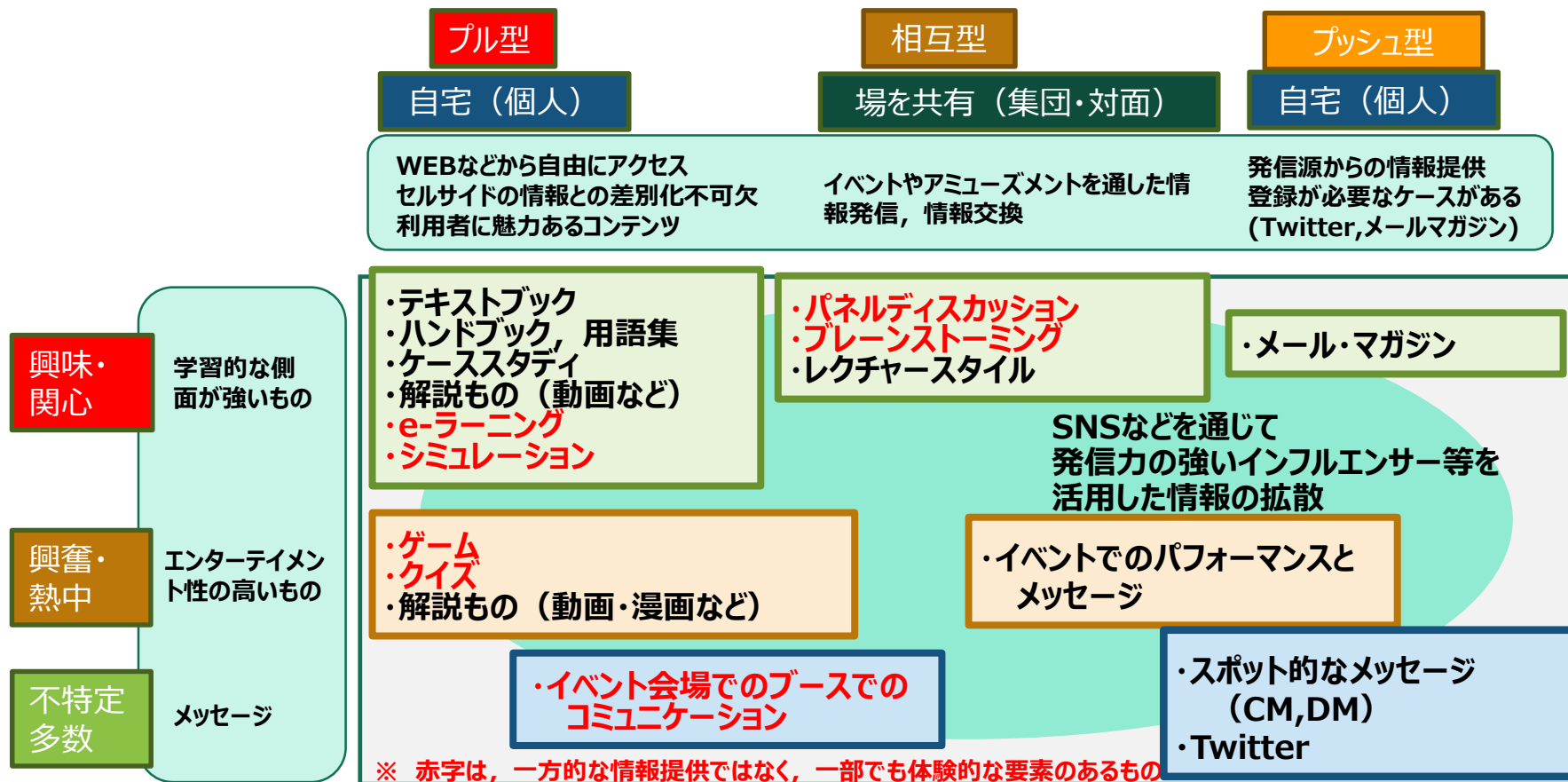
講演、フォーラム、セミナーなどの実施主体

※ 最終的には個別の金融商品の情報が必要

個別商品のブランド情報  
(ex.セルサイド情報は明記)

リンクには一定の要件

## 若年者がライフプランを考える際の教材や提供手段のイメージ



## 4 企業の研修や教育の場を活用した ライフプラン教育の展開

- ・ 長期の運用のため、若年期からの資産形成を促す

👉 企業や教育の場を活用し、早い機会にエッセンスとなるメッセージを送る



### (1) 基本的な知識の習得と 資産形成のためのメッセージ

- ・ 資産形成の意義を正しく理解するための基本的なメッセージを含むカリキュラムが必要

👉 社会人教育の必須項目として位置付けられるよう、企業や教育現場の関係者へ働きかけ



### (2) ライフプランを考えていく きっかけとなるカリキュラムとは何か

- ・ 公的年金制度を正しく理解したうえで、長期の資産形成の必要性を認識
- ・ 資産形成の基本的考え方を学ぶ
- ・ 社会保障制度により、病気や介護のリスクは、一定程度に抑えられていること
- ・ 実体験として家計プランを作成することで、身近な目標を意識しつつ、資産形成のイメージを得る

・ 企業における企業年金等の施策の内容と価値を理解してもらうためにも有益

⇒ 給与明細書の活用

・ 退職後の所得の一部まで企業年金等を通じて支援があることを認識

👉 ロイヤリティの向上に大きく寄与





## 4 企業の研修や教育の場を活用した ライフプラン教育の展開

### (3) 具体的なカリキュラムの検討

#### ① 公的年金制度と社会保障の正しい理解

##### 公的年金制度の意義

- ・ 予測できない将来の生活リスクに備え、税金を投入するなど国が責任を持って運営し、社会全体で収入を支える仕組み（社会保険）
- ・ 長生きのリスク（終身年金）、支え手が所得を失うリスク（障害・遺族年金）、経済変動に対するリスク（物価・賃金の変動率に応じた改定）に備えるもの
- ・ 保険制度のため個人の負担は軽減されるが給付金額が多くなることも少なくなることもある。

##### 公的年金制度の仕組み

- ・ 保険料水準の上限を決めた上で給付水準を見直す制度（マクロ経済スライド）。定期的に持続可能性を検証（財政検証）。将来の年金の給付水準は実質ベースで低下。

##### 公的年金制度の給付水準

- ・ 将来どのくらいもらえるかイメージ。充実した老後のためには自助努力も必要。

##### 公的年金制度の記録管理（ねんきん定期便）

- ・ 記録の管理がなされて記録が本人に通知（ねんきん定期便）

##### 社会保険（社会保障制度）の意義

- ・ 年金、医療保険を中心に社会保険がどのような生活リスクをカバーしているかを知る。



#### ③ 将来に向けた資産形成の考え方

##### 金融商品のリターンとリスク

- ・ 商品の特性に応じたリスク。大きなリターンを求めれば、大きなリスク
- ・ 銀行預金は金利が0に近く、実質的な価値が目減りする可能性

##### 分散投資とリスクコントロール

- ・ リスクをコントロールする手法として分散投資
- ・ 手間をかけたくなければ、常に監視しなくてもいいようリスクを抑えたポートフォリオで運用

##### 長期運用のメリット・デメリット

- ・ 少額でリスクを抑えた運用でも相当の資産形成が可能。複利効果が有効に活用できiDeCoなどの税制優遇措置が長期に活用できるなどのメリット。一方で、期間に応じた手数料のコストがかかるなどのデメリットがある。

##### 手数料

- ・ 商品の特性等により手数料に違い。商品の選択は手数料も考慮

##### 税制優遇措置

- ・ 税制優遇のある制度の活用

##### 悪徳商法への注意、クーリングオフ

- ・ うまい話に乗らない、いらぬときは断るといった基本的態度

#### ② 企業年金、個人年金と その他の自助努力

##### 企業年金と退職金

- ・ 企業年金を併せた自分の年金、退職金をイメージ

##### 個人型確定拠出年金制度

- ・ iDeCo, iDeCo+などの個人型確定拠出年金制度の内容

##### その他の税制優遇措置

- ・ 財形貯蓄やNISA, つみたてNISAの内容

##### 税制優遇措置の比較検討

- ・ 目的や特性に応じた活用のためのメリットやデメリットの比較

##### その他の金融商品

- ・ その他の金融商品について必要に応じ紹介

#### ④ ライフプランと資金計画 の考え方

##### ※ 実体験として家計プラン作成実習を行なうことを推奨 種々のライフイベントに必要な費用

- ・ 主要なライフイベントに必要な平均的費用を紹介し、収入に合わせてライフイベントの費用の調整が必要なることを理解する

##### 家計プランの事例紹介

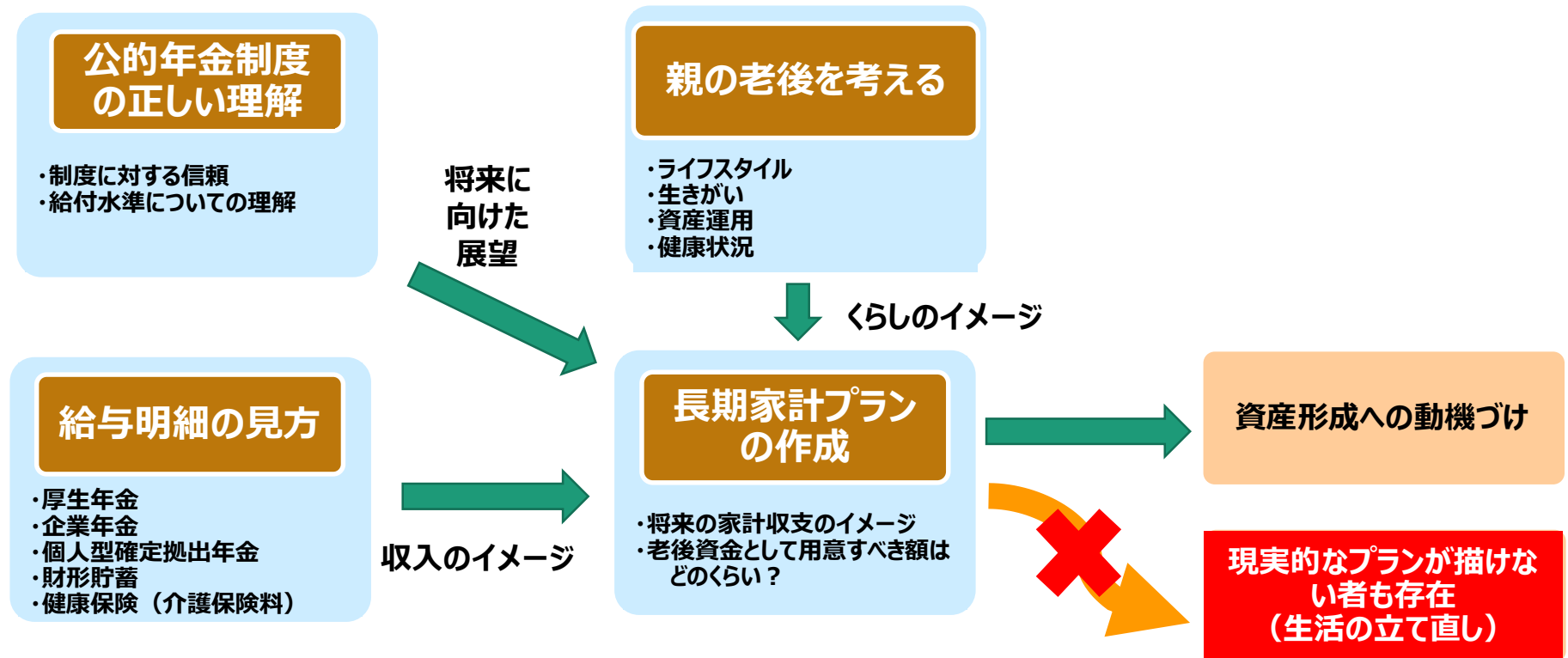
- ・ 所得やライフスタイルに応じたライフプランのイメージを描くことができるよう複数のライフプランの事例を紹介

##### ライフプランの見直しの必要性

- ・ ライフプランに合わせた自助努力が必要であり、ライフスタイルの変化に合わせて家計プランの見直しを行うことが必要であること



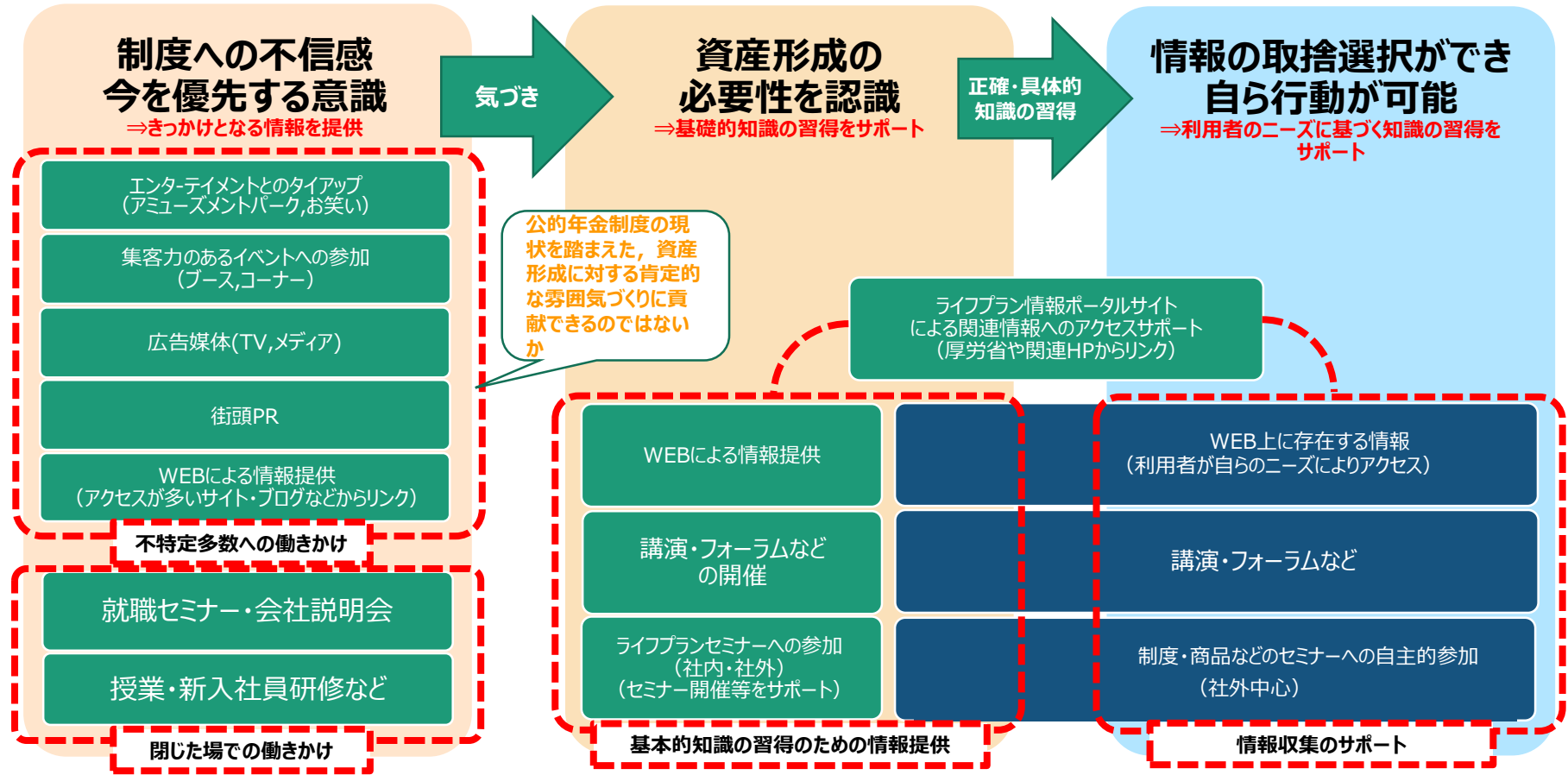
## ライフプランを考えるきっかけ・行動変容へとつながる素材（一例）



# 知識・意識レベルの変化による情報提供の変遷のイメージ

取組事例

民間・他機関のサービス



## 「若年者向けライフプラン教育に関する調査チーム 調査報告書-資料編」(R1-1-2)

令和元年5月

---

(編集・発行) 公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル4階

電話 : 03-5793-9411 (年金シニアプラン総合研究機構 総務企画部 代表)

FAX : 03-5793-9413

URL : <https://www.nensoken.or.jp/>

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾につきましては年金シニアプラン総合研究機構までご照会ください。